

1 「臨床研修病院の指定取消申請」の取下げの申出

(基幹型臨床研修病院)

独立行政法人 地域医療機能推進機構東京高輪病院

【取消理由】 指定取消申請を行った理由 基幹型病院として
初期研修医の教育を十分に行うための指導体制を
維持することが難しくなったため。

【取消希望日】 令和8年3月31日

2 経緯

令和6年3月11日	当該病院より、臨床研修病院の指定取消申請書を受領
同年8月19日	令和6年東京都地域医療対策協議会医師部会 ➤ 本件指定取消についてお諮りし、了承いただく なお、令和7年度臨床研修の定員配分に際しては、配分希望なし（0名）
令和7年1月9日	当該病院より、 <u>本件指定取消申請の取り下げ依頼あり</u>

3 指定取消申請の取下げの理由（概要）

- ✓ 令和6年7月以降、常勤の消化器内科医が不在になることになり、初期臨床研修の主たる診療科である内科研修について、ガイドラインに定める経験すべき29の症候（主に吐血、下血、嘔吐、腹痛、便通異常など）及び経験すべき26の疾病・病態（主に急性胃腸炎、胃癌、消化性潰瘍など）すべてを経験することが難しいと判断。基幹型臨床研修病院の指定取消申請書を、令和6年3月に東京都に提出
- ✓ その後、**医師を確保できた**ことにより、現時点において消化器内科に3名入職（令和7年4月に1名入職予定）となり、4名体制が確保できる見通しとなった。
- ✓ このことから、**ガイドラインに基づき入院患者の一般的・全身的な診療とケア及び一般診療で頻繁に関わる症候など幅広い内科的疾患に対する診療体制を確保し、臨床研修プログラムを安定的に運営できることとなったことから、基幹型臨床研修病院として指定を継続するため、指定取消申請書の取下げをしたい。**

4 確認・審査

指定取消申請書の取下げ依頼を受け、下記について確認。

➤ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）第2の5（1）の**基幹型臨床研修病院の指定基準に照らし、要件を満たしていることを確認**

- ✓ 医師の員数が、医療法による医師の標準員数を満たす
- ✓ 自院又は協力型病院で、内科、外科、小児科、産婦人科、精神科を標ぼう
- ✓ 必修科目の研修期間が要件を満たす
- ✓ 要件を満たすプログラム責任者を適切な人数配置
- ✓ 必修科目について、要件を満たす指導医を適切な人数配置
- ✓ 救急取扱い件数年間5,000件以上
- ✓ 年間入院患者数3,000人以上
- ✓ 産婦人科研修を行う病院において、分娩件数が研修医1人当たり10件以上
- ✓ 剖検に基づく臨床病理検討会(CPC)を適切に開催
- ✓ 研修に必要な設備等を確保（宿舎、研修医室、図書、文献データベース等）
- ✓ 病歴管理体制を確保（病歴管理責任者の配置、診療録の保存等）
- ✓ 医療安全管理体制を確保（安全管理者の配置、安全管理部門の設置、患者相談窓口の設置、安全管理指針の整備、職員研修の実施等）
- ✓ 外部委員を含む研修管理委員会の設置、開催

5 対応（案）

本件基幹型臨床研修病院の指定取消申請については、下記の理由から当該指定取消申請の取下げを認める。

- **当初の取消理由が解消したこと及び基幹型臨床研修病院の指定基準を満たしていることを確認**したこと
- 地域医療対策協議会における指定取消の承認前であったこと
- なお当該病院の前年度臨床研修医配分数は0名のため、令和8年度の臨床研修医の定員配分は、新規基幹型病院の新規指定の事案と同じく、最低定員数（2名）とする。

臨床研修病院の開設者の変更及び指定取消について

■ 臨床研修病院の指定取消について（取消申請）

基幹型臨床研修病院の指定取消について（協力型臨床研修病院としては指定継続）

- 1 対象病院 （基幹型病院）独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院
※協力型臨床研修病院としては、引続き継続を希望
- 2 （基幹型病院）指定取消期日 ： 令和 8 年 3 月 3 1 日
- 3 指定の取消しを受けようとする理由：
基幹型病院として初期研修医の教育を十分に行うための指導体制を維持することが難しくなり、協力型臨床研修病院として移行を希望するため。
- 4 現に臨床研修を受けている研修医の扱い
 - 令和 6 年度現在研修医数：1 年次 3 名、2 年次 3 名
 - 協力型病院の協力を得て、当該病院のプログラムに則った研修を行っている。
 - なお、令和 7 年度臨床研修医定員配分においては、当該病院への配分はなし（配分希望なし）

▶ 上記の対象病院について、基幹型臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認められることから、指定を取り消す。（協力型臨床研修病院としては、基準を満たすことから引き続き指定継続）

【医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（抄）】

（指定の取消しの申請）

第十四条 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする期日
- 三 現に臨床研修を受けている研修医があるときは、その者に対する措置
- 四 臨床研修を受ける予定の者があるときは、その者に対する措置

2 協力型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の申請があった場合において、当該臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（指定の取消しの通知）

第十五条 都道府県知事は、臨床研修病院の指定の取消しをしたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

【医師臨床研修業務の手順書（参考）より】（令和2年2月／関東信越厚生局健康福祉部医事課臨床研修係作成）

2－④ 臨床研修病院の指定取消に係る業務概要

- (1) 基幹型臨床研修病院は、指定の取消を受けようとするときは取消申請書を都道府県に提出
- (2) 都道府県において、取消申請書の確認
- (3) 地域医療対策協議会に報告し、取消を決定
- (4) 病院に対し取消の通知、厚生労働省に通知
- (5) （協力型も取り消す場合）指定証の返還（病院から都道府県に返還）